

○ 財務省告示第二百二十九号  
平成十六年六月二十三日付規則  
第十五条の規定に基づき、平成十一年大蔵省  
短期証券の発行する。  
國庫短期財務大臣 麻生太郎

二 一 発行条件等を次のとおり告示する。

の法律発行の根柢及び記述

四 三 二 一 発行条件等を次のとおり告示する。

四 三 二 一 発行条件等を次のとおり告示する。

四 三 二 一 発行条件等を次のとおり告示する。

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財  
定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政  
め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十二年  
る参て札發によ下競争は受けけるもの大蔵省告示  
も加、「と行の者財同一発行に付けるもの大蔵省告示  
にご務時といに行う。(以下「振替法」といふ。  
よと大にい(以下「振替法」といふ。  
るに臣行う。発応がわく行う。各れ及札わする。  
行募各れ及札わする。その規定)の  
へ限國るび価一れる。の規  
以度債入価格とる。そ  
下額市札格競い入の法

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 二 四 三 五	額 四 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 千 千 十 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 八 四 六 二	金 万 金	の 度 債 る か 込	競 債
百 百 万 千	額 円 額	応 額 市 。 ら み	争 市
円 六 千 六	で で	募 の 場 そ の	入 場
十 九 百	四 五	額 範 特 の う	札 特
八 百 二	千 兆	を 圏 別 応 ち	發 別
億 円 十	四 二	割 内 参 募 応	行 参
六 五	百 千	り に 加 額 募	「 加
千 億	六 六	当 お 者 を 価	と 者
六 七	九 百	て い ご 順 格	い 。
十 千	三 百	る て と 次 の	う 第
七 九	。 億	。 各 の 割 高	。 I
万 百	十 億	申 応 り い	非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發		
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額	限	札 格	第 參	市 發	競 價		
				發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 六 年 六 月 二 十 三 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 行 額 を 百 支 金 額 と き 円 に う 、 期 つ 。 そ が 月 の 銀 百 円	償 當 還 た だ し と 償 六 年 九 月 二 十 二 業 業 日 日	た 成 二 行 額 を 六 年 九 月 二 十 二 業 業 日 に	平 成 二 十 六 年 六 月 二 十 三 日	十 九 面 九 錢 金 格 錢 金 一 厘 百 二 毛 上 に つ き そ れ 九 十 九 円	額 面 面 札 格 金 額 一 厘 百 以 上 に の の そ れ 九 ぞ れ 九 の	額 面 面 札 格 金 額 十 九 面 九 錢 金 一 厘 百 六 年 六 月 二 十 三 日	額 面 面 札 格 金 額 十 九 面 九 錢 金 一 厘 百 六 年 六 月 二 十 三 日	の 記 替 。整 載 法 数又 は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿